



建設業法による 自家発電設備の工事業者に対する規制

自家発電設備の設置工事を行う工事業者には、建設業法による業種許可等の規制が課せられます。今月号では、この建設業法の規制の概要等についてQ & A形式で紹介します。

Q1

自家発電設備の設置工事を行う場合、その業者は建設業法による規制を受け、業者としての許可を受けなければならないこととされていますが、この建設業法について簡単に教えてください。

A1

建設業法の目的、規制の概要は次のとおりです。

1. 目的

建設業法の目的は、建設業を営む者の資質の向上、建設工事の請負契約の適正化等を図ることによって、建設工事の適正な施工を確保し、発注者を保護するとともに、建設業の健全な発達を促進し、もって公共の福祉の増進に寄与することとされています。

2. 建設業の許可

建設業を営もうとする者は、次の軽微な建設工事のみを施工しようとする者を除いて、建設業の種類（業種）ごとに国土交通大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならないこととされています。

軽微な建設工事（許可を受けなくてもできる工事）

建築一式工事で右のいずれかに該当するもの	・ 1 件の請負代金が1,500万円未満の工事 ・ 木造住宅工事で延べ面積が1,500㎡未満の工事
建築一式工事以外の建設工事	1 件の請負代金が500万円未満の工事

3. 許可の区分

建設業の許可は、「一般建設業」と「特定建設業」として次により区分されます。なお、同一の建設業者が、同一業種について一般と特定の両方の許可を受けることはできないこととされています。

元 請	
特定建設業	一般建設業
1 件の建設工事につき、その工事の全部又は一部を下請けに出す場合で、その契約金額（複数の下請契約を締結する場合はその総額）が、3,000万円（建築一式工事は4,500万円）以上になる場合	1 左記の金額が、3,000万円（建築一式工事は4,500万円）未満の場合 2 工事の全てを自分（自社）で施工する場合

4. 工事現場に配置する技術者

建設工事の適切な施工を行うため、実際に施工を行っている工事現場に一定の資格・経験を有する次の技術者を配置し、施工状況の管理・監督をさせることとされています。

(1) 主任技術者

建設業の許可を受けた建設業者は、請け負った建設工事を施工する場合には、請負金額の大小、元請・下請に関わらず、必ず工事現場に施工上の管理を行う主任技術者を置かなければならないとされています。

(2) 監理技術者

発注者から直接工事を請け負い（元請け）、そのうち3,000万円（建築一式工事の場合は4,500万円）以上を下請契約して施工する場合は、主任技術者に代えて監理技術者を置かなければならないこととされています。

Q2

自家発電設備の設置工事は、建設業法で定める28種類の建設業の種類（業種）のうち、どの種類（業種）に該当しますか。

A2

自家発電設備の設置工事に関する業種は、次表のとおり発電設備工事として電気工事業、内燃力発電設備工事としては機械器具設置工事業に当たるものとされています。

建設工事の種類	業種	建設工事の内容 (注1)	建設工事の例示(注2)
電気工事	電気工事業	発電設備、変電設備、送配電設備、構内電気設備等を設置する工事	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備（非常用電気設備を含む。）工事、照明設備工事、電車線工事、信号設備工事、ネオン装置工事
機械器具設置工事	機械器具設置工事業	機械器具の組立て等により工作物を建設し、又は工作物に機械器具を取付ける工事	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、給排水機器設置工事、揚排水機器設置工事、ダム用仮設備工事、遊戯施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設備工事

注1. 「建設業法第2条第1項の別表の上欄に掲げる建設工事の内容」（昭和47年建設省告示第350号）

2. 「建設業許可事務ガイドラインについて」（平成13年国総建第97号）

Q3

自家発電設備の設置工事に関する業種として、電気工事業でも機械器具設置工事業でもどちらでも受けることができるのですか。

A3

自家発電設備の設置工事の業種許可は、次の「2. 許可業種区分の考え方について」により判断し、電気工事業でも機械器具設置工事業でも受けることができます。

2. 許可業種区分の考え方について（注）

各業種における類似した建設工事の区分の考え方等については、次のとおりである。

(1) ～ (11) 省略

(12) 機械器具設置工事

①『機械器具設置工事』には広く全ての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらのいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。

②～③省略

(13) ～ (17) 省略

注. 「建設業許可事務ガイドラインについて」（平成13年国総建第97号）